

第四十回 参議院社会労働委員会會議録第七号

昭和三十七年二月十三日(火曜日)

午前十一時二分開会

委員の異動

二月八日委員中野文門君辞任につき、その補欠として山本利壽君を議長において指名した。
本日委員森中守義君辞任につき、その補欠として永岡光治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 高野 一夫君
理事 鹿島 俊雄君
村山 道雄君
阿具根 登君

委員

勝俣 稔君
佐藤 芳男君
山本 杉君
横山 フク君
永岡 光治君
藤原 道子君
相馬 助治君
村尾 重雄君
石田 次男君

国務大臣

労働大臣 福永 健司君

政府委員

労働政務次官 加藤 武徳君

労働省職員

安定局長 三治 重信君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

労働省職業安全 北川 俊夫君
定局調整課長

本日の会議に付した案件
○炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高野一夫君) それでは、ただいまから本日の社会労働委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について報告いたします。二月八日付をもって中野文門君が辞任され、山本利壽君が選任されました。

○委員長(高野一夫君) 炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○阿具根登君 まず、住宅問題から質問いたします。

炭鉱労働者のアパートを名古屋、大阪地方に建てていただいたですね。その場合に、炭鉱労働者を収容するといふことであつたわけなんです。ところが、それは一年後は、雇用者が住宅を建てなければいけない、一年たつたら出ていけと、こういう条件付なんです。だから、実際今度いよいよ雇用されていくようになって参りますと、雇用者が一年たつて家を建てただけの資金がない。また、意欲がない。また、新しく採用した人に家を建ててやる前に、古くからおる人に家を建ててやら

ねばならない。そういうことで、非常にこれが隘路になっておる。まあこういうアパートに二、三入れたが最後、何十年もそこに入つておるのだというところは無理かもしれないけれども、あんまり頭から、一年たつたら雇用者は住宅を建てにやいかぬ、あるいは公営住宅に優先的に入れてやる、こういうことになっておるけれども、公営住宅に優先だといつても、その公営住宅があいておるわけでもないし、また、あいておつても、入る条件というのものが、一年間ではそういうものを克服するだけの給与体系にもなつておらない。待遇も優遇されておらない。こういうことで、一年みれば、もうあととほどうでもないのだというふうなことになるのだが、この問題についてどういふうにお考えになっておるか、まず一点質問申し上げておきたいと思ひます。

○政府委員(三治重信君) 炭鉱労働者用のための賃貸住宅につきましては、御質問でございますが、御質問の御質問の格好になっておりますが、それには、一つこのうまいことがございます。雇用主が一年後に家を建てるといふふうな義務づけはありますが、その事業主が住宅を建てられない場合には、建設省のほうで公営住宅を心配する。公営住宅を心配する場合には、事前に、そういう場所、それから各労働者の家族構成というふうな問題について建設省と打ち合わせをして、建設省が、それについてそれだけの住宅を準備する。

そのために、まあ先般雇用促進事業団の審議のときにもその問題が入つておるわけでございますが、しかし、実際問題といたしまして事業主も建てられない。それから公営住宅のほうも間に合わない。それから公営住宅のほうも間に合わない。これはやはり一年の期限はございませうけれども、その方たちの住宅の処理ができない限りは、その住宅を明け渡すようにはわれわれのほうとしてはしない予定でございます。

○阿具根登君 そうすると、この労働者の住宅と公営住宅の家賃の比率はどのくらいになっておりますか。

○説明員(北川俊夫君) 炭鉱離職者用に東海それから近畿地方に建てました住宅の家賃は、現在二千四百円から二千五百円でございます。これは公営住宅の、大体同じ九・二坪程度の住宅と比べますと、二千円ないし三千円割安でございます。

○阿具根登君 そうすると、特に苦しい、しかも広域紹介によつてはるばる未知の所に行く人に建ててやつた住宅の家賃が高くて、公営住宅の家賃が安いというふうなことになりますか。

○説明員(北川俊夫君) 今少し間違ひまして、公営住宅のほうは、移転就職者用宿舍の家賃よりも二、三百円高でございます。したがって、具体的に申し上げますと、公営住宅は、大体同じ規模ですと、二千七百円から二千九百円程度の家賃でございます。これに對し百円ないし二千五百円、こういうことでございます。

○阿具根登君 たとえば東京に例をとつてみるならば、これは公営住宅に入るというところは、宝くじに当たるよりもむずかしいといわれておるので、何十倍、何百倍、もうこういう二千円台だつたら何百倍、それ以上だと思ひます。そういうところに優先的に入ることができませんか、実際問題として。

○政府委員(三治重信君) この点には、われわれのほうとしても、この住居要件で、建設、大蔵とも、いろいろこの雇用促進事業団法の住宅を作る場合の関係機関との折衝で、やはり労働省が永住住宅を作るのは、国の住宅政策として、やはり住宅政策上よろしくない。労働省は、とりあへずの移転就職者のための住宅にしてほしい。それで、そのあとは建設省で責任を持つてやるというふうで、建設省のほうも、それなら労働省が住宅をお建てになつてもけっこうだということ、これはわれわれのほうはそう急にできるはずはないのじゃないかといふことでございしますが、結局そういう行政分野の調整といふことで、そういうふうになつて、今の、ことに大都會の住宅事情から見ると、はなはだまあ常識をはずれたような結果になっております。しかし、建設省のほうは、そういうふうに移転労働者のために作つたので、あとはどうしても事業主が建てられない場合には、公営住宅で必ず確保しますという約束をしてはいるわけです。約束が守られない限りにおいては、われわれのほうとして、今の賃貸アパートの期

限が切れたから出て下さいというわけにはいかんということは、十分話し合
いできております。現在のところ、

建設省には、そういうことで事業主が建てられない住宅については百九十六戸ありますから、建設省のほうで準備をしてくれという申し入れをしておりまして、建設省のほうも協力するといふ格好になっております。この実施のほうかということは、若干定期的にズレがあるかと思いますが、少なくとも守られるか守られないかは、若干時期的にズレがあるかと思いますが、少なくとも、入居者その方に、そういう行政機関の協定が不調になつても、そのとおおきスミーズにいいからといって迷惑をかけるようなことは絶対しないようにしたいと思つております。

○阿具根登君　そうすると、こういふように理解していいわけですね。労働者住宅に入った場合、一年たつてそれとあまり変わらない公営住宅に優先的に建設省はお世話をする、もしもそれができなかった場合は、追い立てるようなこととはしない、これが一点ですね。そうして、採用の条件で、事業主は一年後にこの労働者の住宅を建てなければならぬという一札はどうなつておられますか。そういう一札がちゃんと入っている、だから雇用主はこれに凌駕している。これは一体どういふことになるのですか。

設計画を立てねばならない、こういう条件は現在の業務方法書では削られております。

○阿貝根登君 わかりました。それで、そういう非常にシビアな条件はない、いわゆる阪神方面に行つた方も労働者の住宅に入つて、それが一年たつた場合には公営住宅に入つていただく。なかつた場合は労働者住宅に入つてよろしい。その場合でも、雇用主は無理に家を作る必要はない、こういうことに御答弁いただきましたから、それで了解いたしますが、もう一つ住宅奨励金の場合ですね、住宅奨励金の場合に、これは試算してあるようですが、補助金を出す。そうしますと、たとえば一年たつて今度の住宅奨励金をもらつて家をかりに建てた、と

ころが、一年たつたところが、国からの補助もなくなる、待遇も悪くなる、そうすると食っていけない、結局一年たつたらそこをやめなければできないようなことになる。そうすると、雇用主は家を作るのには、まあ一種二十万圓からの補助をもらい、人を採用するのには四分の一の補助をもらい、一年たつたらそれを打ち切ってしまった、そうすると雇用主は相当それで助かるけれども、今度は一年たつたら雇われた労働者は何もない、こういうことになりはしませんか。

○政府委員(三治重信君) その理屈

を、ロジックを追っていきますと、最悪の場合にはそういうことになろうかかと思えます。その住宅確保奨励金並びに雇用奨励金の支給にしても、やはりそういうことのないように行政指導をしていかなければならないと思えます。

それから、その雇用奨励金の問題からまずお話し上げますが、雇用奨励金のほうは、われわれのほうとして、四分の一、最低二万円までは五千円という場合に、それはどういうふうなプロセスで考えたかと申し上げますと、広域職業紹介で、昨年、一昨年始めまして以来、実際のその就職の賃金を見ますと、三十五年の場合においては、三十才以上の方で初任給が一万五千円から六千円のところでございます。それが九カ月後の調査によりますと、大体一万九千円から二万一千円という賃金になっております。それから今年度の三十六年度の四月から六月の採用者の条件を見ますと、同じ条件で一万七千円から一万九千円という採用になっております。それを昨年度の就職した人と同じときに調べた、これはしたがって三カ月後になっておりますが、そのときにも、やはり後の調査では大体二万円程度というふうになっており

奨励金がなくなるから、それによって二万円以下に賃金下がるといふようなことはまずないであらうといふような考えで雇用奨励金というものが考えられた。事実われわれのほうとしては、そういうふうにはやはり初めに事業主のほうとしても、最初どの程度働いてもらえる人か、どの程度の生産が上がるかということについて不安があるから、初めやはり雇用奨励金でそれくらのカバーができる。やはり技術の修得なり職場環境になれる適応訓練の費用として初めやれば安心して雇える。それがなれて一年たてば、やはりその二万円以上の価値がある。生産できるし、労働者のほうもなれてくる。したがって、それによって雇用奨励金が打ち切られるということによってその職場を離れなければならない。また賃金が切り下げられるということのないという確信のもとにこういう制度を作ったわけであります。

ます。したがって、私どもとしては、就職後一年たてば、大体二万円以上は確実にその事業主としても出せる態勢に現在のところでもある。したがって、就職を促進するために、やはり炭鉱離職者が土地を離れて行く場合に、最初の生活に非常に不安がある。それを二万円程度は支給してもらいたい。せめてその親子が生活するためには最低限必要だということで、その最初の就職の場合に一萬五、六千円、一萬八千円のやつを二万円まで引き上げる。しかし、一年現実に労働者として働けば、それはたとい雇用奨励金がなくても、事業主としてはその労働価値を認めて二万円以上現実に支払う客観的な条件があるから、したがって、雇用奨

それから住宅確保奨励金の問題につきましては、そういうふうな条件であるから、したがって、また住宅も必要である。したがって、事業主が建てられる場合に、最初にそういう場合に建てる決心を促すために住宅確保奨励金というものを出すわけでございますから、したがって、住宅を建てて、しかも、それだけの費用で援助してもらっている事業主が、そうラディカルに首切りだとか家を出て行けということはまずないというふうな確信、そういうふうなことが非常にすぐ行なわれたい主にとってても、やはり社会的責任というものもあるわけでありませうから、そう非常識なことは行なわれな

い。もちろんわれわれのほうとしては、一年後すぐ解雇する、それからすぐ住宅を追い出すというような場合には、事業主に対しては、その適当な返済なり制裁の規定は準備はしておるつもりであります。しかし、そうかといつて、それが行なわれるということとを奨励するわけにはいかない。やはりそういうことに心配のないように行政指導してやっていきたいというふうに考えております。

○阿具根登君 雇用奨励金の問題は、またあとで質問したいと思うのですが、その住宅の問題で、今、局長が言われましたことでもわかるのですけれども、現実問題として私どものところに陳情がきておるのは、いわゆるそういうような考え方で雇用していただいたにしろ、実際行ってみれば周囲に今度はもっといい工場がたくさんできてきた。その方面は、たとえば二万五千元なら二万五千元の収入がある、こういうことがある。ところが、そのほうには行かない。ところが一方は一万七千元なら七千元で雇っておるけれども、国の補助もあつて家が建つ。やめるといえばお前家を出て行け、行けない。だから、もっといい条件のやつもたくさんあるけれども、家に縛られて行けないということないは、安定した職業についたことのない人でなければ、これは出ないわけなんですね。だから、そういう矛盾がたくさん出てきておる。また、雇い主の腕の腕だったら二万五千元、三万円あげますよというところもある。ところが、実際使つておるところは、家をあんたに貸してあげてやるんだからだめ

だ、よすなら出ていけと、こういう問題が現実問題として起こってきているわけですね。そういうときはどうですか。

○政府委員(三治重信君) たたえは

おっしゃる例からいいますと、川崎なら川崎とか、東京に連れて来られて一年過ぎた土地の事情もわかる。そうすると、現在勤めている会社、工場よりかはかかるところで今よりは二千万なり五千万の労働条件で雇われるという場合は、確かに予想されるのでございませう。したがって、われわれのほうとしては、そういう場合には、やはりその事業主のほうに、そういう条件、その事業主のほうに昇給なりその本人の不平等と云うことについてやはり聞いて、できるだけそれに沿うように事業主に措置するように指導するとともに、もしもどうしてもその本人がそのほうに行きたいというふうな場合には、採用する側のほうの事業主には、やはり住宅の改良なり、また、新しくそのほかに雇用奨励金、新しくそのAからBに移転される人とともに、新規に炭鉱離職者を——それはど人がほしいならば、たくさんそういう人がいますから、そういう方もひとつ一緒に採用してもらおう。したがって、われわれのほうとしては、雇われた方だけに住宅確保奨励金それだけというのではなしに、それにプラスして、パイプ・ハウスなり住宅の貸与というふうなことも、それと一緒にコンベネンションに基づいた考え方をしなければならぬのじゃないかというふうな考え方をしておられます。したがって、ラディカルに「対一」でやりますと非常に困る。そういうこ

とを聞いて、その雇う事業主が、隣の人が雇っている炭鉱離職者を自分のところに引っぱりたいというくらいならば、相当労働者不足である。それならば、新しい人も加える。その人を加えて、たくさんの人にもパイプ・ハウスなり新しい雇用奨励金をその人にあげて、その人たちが一緒に入れられるようにその事業主に処置してもらおうという点は今考えられない。したがって、しかし、そこに雇用される人が入って半年、一年でやはり今度労働者側が、自分の労働条件を有利にするためにあまり移動をするということになると、今度事業主側として、いつ移動されるかわからぬということになる

と、今度熱がさめるわけで、われわれのほうとしては、労働条件において同一職種では同じようにしてもらおうように奨励指導するとともに、どうしてもやむを得ず移動するという場合には、それにプラスして、新規に炭鉱離職者を雇っていただいて、そこでその住宅問題をそういう問題と一緒に処理解決されるように指導していきたい。そうすると炭鉱離職者の雇用の場所が発見されるのじゃないかというふうに考えております。そういうふうにせいでい努力していきたいと思っております。

○阿具根登君 大臣がおいでです。大臣にこの問題についてお尋ねいたしますが、住宅奨励金を雇用者にのみやるという事は、今まで申し上げましたような弊害も当然起こると思っております。それで、供給側のほうにこれをやったらどうか。そうして、人を出すかわりに、それには家をつけて出しますよというふうな制度も考えられるんじゃないかというのの一点と、これ

はまあ矛盾もあるようですが、私は考え方としてはそう間違っていないと思

う。もう一つは、本人にこういう考え方を持つたらどうか。たとえば本人だったら、そういう労働者住宅がちゃんとあればいいけれども、これはないところが多い。そういう場合に、本人が借りをするとか、あるいは家を借り、そういう場合に、こういう奨励金を本人につけておけば、本人が移動する場合は、これはそれで終わります。本人が、たとえば住居がここは非常に遠過ぎる。たとえば通勤に時間以上もかかる。そういう場合でも、雇用主が建てた家なら、これは移るわけにいきません。雇用主だつて自分の工場の近くに家を建てたいでしょうけれども、これは東京都で御存じのように、自分のひざ元に家を作るということは思ひもよらぬ。とにかく土地の安い所に、はるか遠い所に作ると思うのです。そうすると、それから一時間一時間以上も朝晩通わなければならぬ。本人にこういう趣旨の奨励金があるならば、今度は近所で間借りをしたい、あるいはあそこを借りたのだけれども、敷金は幾ら、契約金は幾らと、こういうことで困る。そういう場合に、本人についておれば住宅を探すのに非常にいいんじゃないか、どうしても本人に支給できないか、こういう二つの問題を大臣にひとつ御答弁願いたいと思

う。○国務大臣(福永健司君) お説のような考え方も大いに傾聴しなければならぬと私は思っておりますが、ただ、ただいままでの建前といたしましては、この種の住宅確保奨励金は、炭

鉱離職者の再就職を促進するという

のたために、これを雇い入れる事業主に補助する措置としてやろう、こういうことでございませう。したがって、今までの雇用主であった供給する側に差し上げるというこの建前をとって

いないわけでありませう。なお、またそういうような建前でございませうので、本人に支給するということもいたしておらぬわけございませう。今後の研究課題といたしましては、さらに検討させていただきたいと思っております。

○阿具根登君 たたえは二十年から三十年炭鉱に勤めておつて、不幸にして炭鉱が閉山になるとか、あるいは整理になったとか、そういう場合には、五十万から五十万の退職金を持って後生大事に、これはトラの子ですから、後生大事に持っていると思つて、それで、そこで本人がここにひとつ骨を埋めるのだ、おれはここで一生働くんぞという気持ちになって、幸い手持ちに少し金がある、家もある、そういう場合に、本人にこの趣旨の奨励金を与えるようにするならば、本人は自分の家をそこで作ることができる。ということ、雇用者にあげる以上に、その人はその土地に落ちつくということになるわけなんです。だから炭城紹介でよそに出ただれにもかれにもこれをやれというわけにはいかない。本人が家を借り、家を作る、そういう場合は、二十万から二十万でたとえ借家に入

は案になると思つて、これは大臣

なんかは家の心配なんかされぬと思うのですけれども、日本国民の大部分の人は、一生のうちに自分の住む家を作りたいというのが念願であらうと思つて、それは三十年から三十年労働をやつて、そうしてそれを退職していく人は、掘立小屋でもいいから、自分の死に場所は自分で作りたいというの

が、これはもう私は家を持たない人の念願だと思つて、また、そういうことをしてやることが住宅緩和に一番私は役立つと思つて、そういう点から考えて見ても、せつかく自分で家を作りたいというふうな人には、この雇用者に住宅奨励金を渡す以上のものをしてやつても、決して死に金じゃないと私は思つて、また、雇用者が雇つてもらわなければ困るのだけれども、雇用者にやるのはやるとして、本人が建てたい、本人が家を作りたい、買いたいという場合のときは、これ以上のことをしてやつていんじゃないやあせんか。私はそう思つております。○国務大臣(福永健司君) おっしゃいますお説の趣旨は私もよくわかるのでありますが、先刻も申し上げましたように、ただいま政府が考えて措置しております建前は、雇用を促進しようという趣旨であり、したがって、まあ新たな雇用主に対してそういう処置を講ずるということであつておるわけでありませう。まあお説のようないことも確かに考えられるのでありますが、まあそういう方法をとりまうと間違ひが起りやしないかというふうな考え方も一部にあるわけでありませう。お説のようない場合には政府全体としてはまだ踏み切れないということでありま

す。労働省という建前からは、まあお話のようなこともよく頭に入れて、なお検討させていただきたいというふうに存する次第でございます。

○阿貝根登君 私、雇用主の住宅奨励金をはずせと言っているのじゃない。そうじゃない。それはそれでいいではないか。しかし、本人が家を建てたいというならば、雇用主は家を作る煩雑をのこして、別に雇われる非常ないい条件になつてくる。まあ五人なら五人雇つてもらつた雇用主が、四軒だけは建てましよう、一軒の人は私は自分で建てましようという場合、そちらのほうに補助金を回せば、そうすると、その人も助かるし、雇用主も助かる、まあこういう考えなんですから、一応これは十分検討していただきたいと思ひます。

それから、大臣がおられる間に大臣に対する質問をしておきたいと思ひますが、雇用促進事業団の金融の問題がここにかかつておるのですが、この業務を委託する金融機関はどうお考えになつておるか。私の考えを率直に申し上げるならば、これは労働金庫等が一番先には委託になるところじゃないかと思ひますが、そういう点について大臣のお考えをお伺ひいたします。

○国務大臣(福永健司君) 今度の貸し付ける資金の内容等から見まして、適当な能力、性格を有する金融機関、まあたとえば住宅資金というふうなものにつきましては住宅金融公庫というふうなものに委託をさせるようなことを考えておるわけでありませう。労働金庫に融資を委託することにつきましては、この労働金庫が労働組合、消費生

活協同組合等、労働金庫法によりまして規定された同金庫の会員に対してのみ資金の貸付業務を行なうものでありまして、申すまでもなく、事業主に対する融資は行なつておりません。こういうふうなことを考慮いたしまして、現段階におきましては、住宅金融機関としては労働金庫を考えておらない次第でございます。

○阿貝根登君 まあ労働金庫法によればそういうことを言えるかも知れませんが、こういう一番身近な問題で、しかも失業者という問題、これをいかにして職につけるか、生活の安定をはかるかというふうな問題になつてくれば、やはり一番身近なのは私は労働金庫だと思ひます。こういうことにこそまあ労働金庫は利用すべきじゃないかと私は思ひますが、何か労働金庫といふ組合制だけが金を出し入れするのだというふうなことできめつけられておるようでは、また、一応労働者のこれは福祉機関になつておるの、これはまた当然なんです、しかし、こういう場合に労働金庫が利用できないというところは、私はどうしても考えられぬのですが、まあ今の金庫法としてできないにしても、考え方としてはどうですか。

○国務大臣(福永健司君) まあ法律の建前等が今申し上げたようなことになつておりまするし、今申し上げたような考え方をわれわれにわけてあります、御説のようなことに考えを及ぼしていくとするならば、関係法律等も若干修正する措置等も講じなければならぬというふうなこともなろうかと思ひます。まあただいままでの建前からいたしますと、私が今申

し上げた通りでございますが、今後さらにこの点についても検討はさせていただきますと存じます。

○阿貝根登君 あまり内容の質問ばかりしてはおるようですから、少し角度を変えて質問してみたいと思ひますが、通産省の人はお見えじゃないようですが、私は三治さん御承知と思ひますが、質問いたしますが、今日まで炭鉱の労働者がどのくらい首を切られて、どのくらい炭鉱がまた採用しておるかです、これを大体年次別に教えてくれませんか。

○政府委員(三治重信君) 通産省の炭鉱労働者についての調査によりますと、炭鉱の常用労働者は三十二年末で三十三万、それが昨年の十一月末で約二十万、したがつて、純減が約十三万、これは職員が抜けております。炭鉱労働者のほうで約十万人の減。そうして三十三、三十四、三十五年において大体二万五千人前後毎年純減がある。しかし、その一年間に離職される方はこれの約三倍ぐらいで、七万五千から八万人。それで炭鉱を離職されてまた炭鉱に帰られる人が大体五万人程度、したがつて、その差引の二万五千人程度が純減、したがつて、その純減以外の人が大体われわれのほうとしてはまた炭鉱に再就職するといふ格好になつておるといふふうに推定をしております。現在のところ、はつきりい

ゆる整理によつてどの程度、それから純然たる事故退職または会社の都合によつて退職という問題についてははっきりしたことは出ておりませんが、失業保険のほうで統計から推定いたしますと、大体そういうふうになつております。したがつて、そこに山か

ら出てまた山へ戻るといふ方が、毎年よく調べてみると相当数あるわけですが、これはわれわれのほうとしては、大体中小炭鉱が多いんじゃないかといふふうに考えております。したがつて、通産省のほうの炭鉱の合理化による指導、それから非常にそういう不良の、いわゆる解雇してはまた雇入れられるというふうな山、不良炭鉱を合理化によつて買ひ上げるなり、行政指導で、保安指導によつて万全をはかつていく。これもやはり働く環境がよくないためにこういうことが起きるといふこととで、これについては通産省とも十分協力して、そういう経営の安定、いわゆる労働条件の安定化をはかつていけば、自然に労働者の移動というものと相当落ちついていけるんじゃないかといふふうに考える次第であります。

○阿貝根登君 そうしますと、大体一年間に七万五千人から八万人やめていく、そうしてそのうち五万人くらいはまた炭鉱に帰つていく、そうして県内紹介、あるいはいづれにしても安定所を通つたのが大体二万五千人くらい、こういうことですね。そうしますと、七万五千人から八万人の人が現実問題としてやめる。そうして、やめたり、五万人の人がまた炭鉱に帰る。そうすると、自己都合でやめた人はこのうちの一割か二割五分か知らぬが、大体停年退職者が自己都合の第一にあげられる。そのほかの自己都合といふのは実にわづかです。そうすると、ほとんどその六万人か七万人くらいの方は、これは整理になつておるのです、会社の都合でやめておるのです。

○政府委員(三治重信君) 私のほうは、むしろそれよりか、そういう合理化による売山またはあがり山、または保安上の買ひ上げという方は、やはりそういう所には相当の高齢者とか、なかなか炭鉱に帰れない人たちが相当含まれる。これがやはり広域職業紹介の失業対策の線に乗つてくると思ひます。そのほか、先ほどの五万人前後の方、やはり山から山へ移動される方もあるだろうし、あるいはそれが中高年齢者であるとかいふふうには、五万人の山へ帰られる方でも、中高年齢者も相当あると思ひますけれども、年齢別のはつきりした調査はありませんけれども、この方々はそういう中高年齢者で山で働けないのではなくて、やはり相当長年の、あるいは私の考え方が違つていられるかも知れませんが、大体慣習で一、二年たつとAの山からBの山へかわる人が大部分ではないかといふふうに考えております。

○阿貝根登君 そうすると、いづれにしても、古い山、いわゆる中小の山をやめて、そうして大きい炭鉱に肩がわりしたといふのは、まずこれにないと思ひます。そうすると、大きい山をやめさせられて、そうして小さい山に行つた人たちは、こういうことになると思ひます。山は、御承知と思ひますが、同じ炭鉱、坑内であっても、自分がなれた山、毎日仕事している坑内は比較的安心感を持つてゐるのです。これがたつた一つ坑口が違つても、自分がなれてない、自分がふだん入つてない坑内といふのは非常におそろしいものです。そうすると、ほとんどの人が、だれでも自分の山をやめてよその山へ行きたくないのです。とすれば、この五万人からの人は、何ら

かで会社からやめさせられた人なんですよ。たとえば合理化でやめさせられた。あるいは、たとえば中小でも少しよいようにあつたけれども、賃金の連配とか圧力とか肩たたきとか、いろいろな問題があつてやめていくけれども、この人は炭鉱だけしか今まで生活したことがないから、やはり一番身近な炭鉱をたどつていった、こういうことになると思ふのです。そうすると、労働者を一方では首切つておつて、一方では採用しなければならぬ。同じ炭鉱技術を持つている人をやめさせて、今度はどこかで安い賃金でその技術を買つてゐる、こういうことになるのですね。そういうことが一体許されるかどうか、私はこう思ふのですが、これは突き詰めていけば連産行政になつてくるのですけれども、これは労働省の立場としても、実際は相当な技術を持つてゐる、坑内の経験を持つてゐる、そういう人を首切つておいて、今度は逆に安い賃金で、保安の非常に悪いところで、労働の非常に強化なところまでこれを雇ひ、こういう矛盾したところが一体いいのかどうかという問題について、局長のお考えはどうですか。

そういうのは少なく、やはり中小企業の中で出入りがある。その理由は、とにかくよくわからぬけれども、やはりその中小企業の山が、結局Aというのが一、二年たつとまたほかのところからその山に就職している人がひばられる、むしろそういうふうに、相互に結局ひっぱり合いのためにそういうふうな移動が激しいのじゃないか、それが最大の原因ではないかというふうに労働省の関係としては見ていたのであります。したがって、そこでだんだん大きな山から中小の山へ下がる人はないことはないけれども、それは限られている、むしろ中小の山の中であちこちひっぱり合いが多いのじゃないかというふうに見えております。結局これを少なくするためには、大企業がやはり雇用のほうが安定して、山をやめる方が少なくて、大企業の結局企業合理化による人員整理がストライキまで伴う非常に困難な問題があるというくらい雇用の安定してくる。やはりやめたくない、大企業のはうは割合やめたくない。したがって、客観的に見れば雇用も移動が少ない。しかし、中小の山は、そう整理しなくても、いわゆる売山とか、採掘権が消滅するとか、または、経営不振によってやむを得ず首切る以外は、やはり労働移動が激しいために、むしろその労働者確保のために中小企業はお互いに、相互に労働者を自分のところで引き抜かれると、またほかのところから抜いてくるというふうのための移動が多い。その結果こういう数字があがってくるのじゃないか。したがって、中小企業全体として安定して、相互にそういうふうな移動が行なわれなくて、

大体労働条件が安定してくれば、そういうふうな移動というものも非常に少なくなる。したがって、通産省が中小企業の経営の安定合理化のために非常な資金を授けたり、また融資をしてやってくれないと、こういう環境はなかなかできない。労働省としても、そういう中小企業の労働条件の統一化、安定化に協力していきたい、こういうふうに考えるわけであります。

○阿貝根登君　それは中小企業になれば、退職金等の制度等も非常にこれは徹々たるもので、魅力も少ないから、そういう入れかわりもあるかと思うのですよ。しかし、それだけじゃない、そういう点も確かにあるでしょう。しかし、大体僕らが全国を回ってみるのに、大炭鉱をやめた人の大部分の人は中小炭鉱に勤めているわけなんです。それは一体なぜかという問題が私のお聞きしたい問題なんです。これは予算委員会でもお聞きいたしましたが、これが私どもが言っている炭鉱の最低賃金ということをきめておらないから、だから少し石炭が要るとなれば、だっと人間を集めるわけです。石炭が要らないようになつたら、これは賃金が遅配になろうが欠配になろうがやむを得ない、こういうことでほうって置くわけなんです。これがもつと石炭の需要が盛んになってきたということになれば、御存じのように、畑でも何でもかまつたものじゃない、これは水洗炭の水を流し、ボタ山を掘ってきて、労働基準法も何もあつたものではない、十三、十四の子供を使つて、水の中でじゃぶじゃぶ洗つて、石炭だ石炭だと売っているときがあつたんです。

そういうことで、需要と供給によつて人間があつちへ流れ、こつちへ流れしっているのが現実でしよう。そういうところが実際の問題として行なわれているとするならば、これは今でこそその水洗なんかもずいぶん押えられておりますよ、しかし、ちよつと何か経済の変動があつて、そうして油が入つてこない、

いや、雨が降らない、水が足らない、電気が足らないというようなことになってくると、それはもう炭鉱のボタ山はどんどんくずしていくくらいやるのですよ。だから、まず炭鉱の労働者の最低賃金というのは、今、賃金審議会の小委員会にかけてはおられますけれども、一体これをいつまでに作るつもりなのか。これは大臣、予算委員会でも質問いたしますからね、そういう基本的なものをきめておらないから、だから問題が起こってくる。これは総理大臣に質問するやつですけれども、ついでに申し上げておきますけれども、週刊文春　まだ私は読んでいないが、買ってきた、田川市というのはもう破産宣告しているわけです。そうして箱根あたりになれば一泊五万円という旅館ができたそうです。一体こういうことをしておいていいものかどうか。一方においては五万円も六万円もかけて一晩アベックで泊まるところを作っちゃっている。一方では町ぐるみ破産しなければいかぬというようなやり方をやっているからテロも出てくるのですよ。政治暴力防止法案なんか出さないでいいんです、こういうものをさを取り締まっていけば、一方では食えない、一方では雲の上の生活をするというようなことをするからこうなってくる。その一番ど詰まりのところ、が今の炭鉱

なんです。その炭鉱の最低賃金も、これは賃金審議会できめたのだ、だから審議会の答申を待ってやりましょうというような態度では、これは直らないと思うのですよ。大臣、大体最低賃金はいつまでにお作りになるつもりですか。作るということは約束されているが。

○国務大臣(福永健司君) 最低賃金につきましては、私が申し上げるまでもなく、今御検討をいただいておりますわけですが、労使、公益それぞれの立場の権威者によって今検討願っておりますわけでありまして、私もできるだけすみやかにその検討の結果がわれわれのほうへ回ってくることを期待いたしておるわけであります。すいぶんまあ向こうは向こうで御勉強願っておりますのであります。いつまでにとにかくありますが、私どもできるだけ早いことを望んでおるわけですが、この審議会のほうへ、今申し上げましたような権威者の集まりで一生懸命やっていたいただいておりますへ、いつまでにとにかくというわけにも参りませんが、しかし、国会等でもこういう御論議のあること等につきましては、適当な方法で向こうへも伝えましてその促進をはかっていきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。御承知のように、今月、全国的な規模でいろいろ調査を進めてということになって、その作業が進行中であります。そういうようなこと等からいたしまして、なお、この促進については適切な方法を考えたいと思っております。ただ、先ほどから申し上げておりますように、いつまでにとにかくことは、この審議会の性質上、われわれもそういうわけにも参らぬという

わけでございます。しかし、先ほども申し上げたように、ただいまのようなお説のあることが伝わる方法は講じたいい、まあ、こういうふうに考えておる次第でございます。先ほどからいろいろお話がございます点につきましては、究極するところ、石炭産業全体の安定に協力した施策が講ぜられて、そういう実をあげなければならぬというところでございます。労働省としては、御指摘のような事態のないようになることを心から願うものであり、まあ西独その他の実例に徴しましたが、こういう面でかなり強力な措置が講ぜられておるわけでありますので、労働省所管のことはもとよりでございますが、むしろ労働省所管のことは、結果が出てから措置するということにおおむねなりますので、望ましからぬ事態の起こらないような、安定施策ということについて強力な措置がとられることについて、私どもは私どもの立場で、より強く発言していきたい、こういうふうに考えております。

○委員長(高野一夫君)　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（高野一夫君）速記をつけ
て。

○阿貝根登君　大臣は、今西独の話を
出されましたが、西独へ行つて、日本
の炭鉱の労働者がどれだけ西独で重宝
がられておるか、どんなに勤勉に働い
ておるかということは、大臣見てこら
れたとおりです。そうして日本の炭鉱
労働者と比べて優遇されておること
も、もうごろんになったとおりです。
ところが、私が最低賃金を急ぐとい
うのは、これは最低賃金といへば、炭

だけでなく、全労働者の賃金も作らなければならぬということとは理の当然です。しかし、今日のこの状態にあつて、おとといですか、おとといも北海道で三人も四人も死んでおるといふことは、そういううちに、大炭鉱が、少し炭が減つてくれば、炭丈が薄くなれば中小企業に落とし、租鉱権炭鉱にし、こゝういふことになる、租鉱権炭鉱になればもうかるんだ、石炭が出るんだといふことを通産大臣も答へられておるようです。また皆さんのほうからもうそういう考えがあるようです。ところが、実際大炭鉱が資金もたくさんあつて、技術屋もうんと持つておつて、炭層もいいところを掘つて合わないやつを掘つておる。底が薄くなつて掘りにくくなつたり、坑道が遠くなつたり、そゝういふようなやつを小さい業者にまかせて石炭の出るのほうをなんでもす。それが何で出るか、実際問題として出てくる。金をかけて、炭層のいいところ、いい技術屋をやつてさへもくいいけないのに、金も持たぬ、技術屋も少ない、炭層も薄い、そんなところでもなげ出るかといふことを考えてもらふと、これはしろとだつてわかるはずだ。これは非常に強い労働強化をやつておるか、非常なノルマをあけておるか、あるいは賃金を低くしておるか、食うために長時間坑内にいるから、なければ出るわけがない。通産大臣から見れば、小さい炭鉱でも石炭が三十トンも出るんですよ、こゝう言うのです。しかし、労働大臣から見ると、小さい炭鉱で三十トン出るわけないといふことが頭になければいかぬわけですから。何で出るか、金もない、資材もない、技術もない、炭層は薄い、そ

こで二十トンも三十五トンも出るといふのは、これはおかしい、出るわけないんだというのが大臣の頭にこなけりばいかぬ、労働大臣は、通産大臣は炭さえ出せばいいんです。しかし、労働大臣は、労働者はそのためにどういふ苦しみを持っておるかということを一つ考へてもらわなければいかぬわけです。あれだけ整備されているドイツです。さへも、二百三十九人ですか、爆発で死んでいゝのですよ。ところが、日本は、さっき言ったように、大炭鉱で出なくなつたやつを中小炭鉱に落としていゝ、保安も何もあつたものではない。そういうところで労働させておるかから、同じ炭鉱をぐるぐる回っておるわけなんです、炭鉱労働者が。それで一年には八万人の首が切られていゝのがけれども、そのうち五万人くらい違ひ炭鉱に働らいていゝ。そうして賃金がだんだん下がっていつておる。實際あの人たちの生活を見て下さい。家の中に何があるか、そういう生活に追い込まれていゝわけです。だからそういう危険があり、人道上の問題、社会上の問題から、早くこれを最低賃金をきめてやつて、坑内に人間が下がつた場合は幾ら出さなければいかぬといふことをきめれば、そういうことができないわけです。出てきたやつだけを、非常な労働大臣が消極的で、経済政策から出してきたやつを、おつぱり出された人間をおはし始末するのだといふような消極的な考へ方だから、これはいつまでも悪循環をしておるわけです。だから、まず炭鉱労働者といふものは、最低幾ら払わなければできぬといふことをきめれば、人間が働らくような場所でないような所で命を危険にさらして

まで働らく、そういうようなところに追い込まないようになるわけです。かりに私が、暴論になるかもしれないけれども、たとえば一般産業並みに——一般産業といつてもどこをとるかという問題が問題になるわけでしょうけれども、それだけの保障をやるというふうになつてくれば、坑内に下がる者はだれもおらぬ。一般産業並みに賃金を保障しますというふうになつてくれば、坑内で命をかけて働く者はおらぬです、経済問題だけ考えれば。しかし、戦争中でも何でも、これは國のエネルギーの基本になるものだというようなことで一生懸命掘つてきたけれども、その結果が今日のようなことになるておる。だから最低賃金問題は、ひとつ大臣のほうから小委員会のほうに早く出してもらいたいのです。そうして、まずその地固めをしていくかなければ、いつまでたつてもこうやかく張りの法律案を出して、こういう法律案を審議しなければならぬ、こういうふうにいるので、その点特に実力者の大臣にお願いをしておきます。

○委員長(高野一夫君) それから、質疑の最中のご意見ですが、この際、委員の異動を報告いたしておきたいと思ひます。本日付をもつて森中守義君が辞任され、永岡光治君が選任されました。質疑の続行を願います。

五千円が大体雇用条件の初任給になっているのです。そこで、三池に今月の末に行かれるのですが、広域職業紹介で今求人求めているやつの一覧表があつたらひとつ見せていただきたいと思うのです。

○政府委員(三治重信君) 今ちよつと手元に持っておりますので、またあとで……。

○阿貝根登君 それではどうぞ、労働省のほうにはまとまつていると思うのですが、これはあとでどういう産業で給料が幾らだと、住宅がどういうふうになつていふことはあると思いますが、それを一つあとでいただきました、と思います。

そこで、私が心配いたしますのは、先ほどもちよつと触れましたが、たとえは一万五千なら一万五千で雇つたところが、政府から一月一日にさかのぼつて五千円出るから、それならこれは初任給二万円として雇うに違ひございませぬ。そうすると、その場合、初任給二万円として雇えば、一年後に二万円払う人でなければ言えないわけですね。一年後二万円払う人でないわけですね。ところが一年後二万円払えない人でも、今人が足らない、今要るのだ、だから一万五千円払つておけば政府から五千円は出るのだ、二万円の給料で払うといふこ

○阿具根登君　それから先ほどの問題になります。二万円で、まあ五千円補助があるわけなんです。そうすると、今局長の話では、最近は大体一万九千円から二万四くらい初任給で出ておるといふことを言われるわけですが、私らのところにくるのは、ほとんど二万四、五千円ですがね、一万四、

となるわけです。そうすると、一年
 たつて一万六千円か一万七千円かなら
 なかったということになるわけです
 ね。雇われていく人は、政府が補助金
 五千円は出してくれるけれども、一年
 後には少なくとも二万円よりも上る
 だろうという気持ちで雇われていくわけ
 です。そこに大きなギャップが出てく

るわけだ。極端に言えば、今二万円だから一年後には二万五千円くれると思つて雇われてゐる。一方は、政府が五千円くれるから、一万五千円で一年後には一万六千円か、一万七千円といつておけばいいだろう。そこに八千円のギャップが出てくる。そういうことを考えれば、二万円という問題が非常に大きな問題になつてくる。それで二万円に対して五千円出される場合には、一年後あなたのところでは幾ら出されるかといふことを約束されて二万円出されるのですか、それとも二万円払えば五千円出されるのですか。

○政府委員(三治重信君) 取扱いの表面上につきましては、必ずしも一年後、その雇用奨励金がなくなつた後、必ず二万円以上払わなければ就職をあっせんしないといふふうには今のところなつておりません。われわれの立場は、先ほども申しましたように、現在雇用奨励金がない人でも、半年ないし十カ月後には大体二万円の線が、この広域職業紹介で就職された方の実態の調査によつて、大体今までも、現在でも二万円ぐらい、就職一年未満で大体二万円ぐらいになるわけなんだから、その心配はないといふふうに考へておるわけなんです。したがつて、よほど経済の変動があれば、あるいはそういうことも考へられるかもしれないが、やはり今のところわれわれの調査の結果から見ても、常識上そういうふうな現在のところ一万五千円で、それが一年後には一万六千円になつて、五千円払つても一万七、八千といふことは万々ないといふふうに考へておる次第でございますが、もちろんその点につきましては、その現実に雇用される

事業の事業主の、今雇つておられる方々の労働条件、賃金の支払状況というものを見れば、その炭鉱労働者だけ特別高く払つたり、また、特別安く払うといふわけにはいかんわけです。したがつて、われわれのほうの実務問題としては、雇入れられる事業主が、現実に三十五才程度の人でどの程度払つてゐるか、また、経験年数でどのくらい払つてゐるかといふことを見て、そのうち最初はやはり二万円というものをなかなか払えない人でも、それは一年後にはほかの労働者と同じように払つてくれる、また、現在の給与の支払状況から見ても、その雇用されてゐる労働者がそういう状態であるといふことを確認して就職をお世話しなければいかんといふふうに考へております。

○委員長(高野一夫君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(高野一夫君) 速記を始め

○阿貝根登君 そこがちよつと局長と私の意見の違ふところなんですがね。局長はまあお世話されるほうだから有利なところを頭に描いておられるわけなんです。私は、お世話されるほうの逆の立場で今ものを言つておるわけなんです。で、極端に言えば、局長のところにくるのは、まあ二万円が二万三千円になつた、五千円になつたといふ情報が入ると思ふのです。私のところへは、二万円が一万八千円、一万七千円になつたといふ情報しか入らないわけなんです。苦しくなつた人が一番私のところに頼つてくるわけなんです。

特に東京都で仕事をしてゐる人は、ま

あ炭鉱の離職者のほとんど九〇％は奥さんも働いておられます。一人じや家族を食わせることができないんです。といふことは、二万円以下なんです、全部。全部二万円以下です。だから一万円そこそこで奥さんも働いて、そして二人で夫婦共働きでやつと食つてゐるというふうな人が九〇％です。これはほとんど全部です。そういたしますと、局長が言われるのは、そういうものはないといふ言ひませんが、私は少し安易に考へられておるんじゃないかろうかと、こゝろ思つたわけなんです。それから、たとえば今二万円なら二万円になつてゐるところがあるとしても、これは職業も何も含めてですよ。基本給じゃなくて、超過労働も何もかも含めて二万円です。そうしますと、これはいつとられるかわからない。極端に言えば、一年間はめんどろをみるけれども、あとは知らないぞといふことになると思ふのです。これは若い人ならいいです、若い人なら二十才台の人なら私はそれでもけつこうだ、それであつてもよろしいと思ふのですよ。ところが、三十五才以上の人です。この適用者が三十五才以上の人です。で、三十五才以上の人が家族を持つて、一番子供の二人なり三人なりあるところですね。一番小さい、一番重要なときです。四十才前後、その人が一年後にどうなるかわからぬけれども、行かねばならぬといふことを考へる場合には、一年間五千円といふのは親切なやうであるけれども、私は非常に不親切じゃないかと思ふのです。一面、一年間あなたになれる間保障してやりますよといふのは非常にありがたい。

たい。しかし、一年後、それを一年間使つた会社が保障するという保証があれば別です、それは別ですよ。一年間はまあ技術も伸びないだろう、環境にもなれないだろう、仕事にもなれない。だから政府が五千円出してやるけれども、一年後にはその金額を下らないだけの待遇をしてくれぬかといふことが約束されて私はこれを紹介されるならば非常にけつこうだと思ふのです。ところが、実際問題としてはそれはされておらない。そうすれば、せつかく今度は行つて一年たつて賃金が下がつた場合の人のことを考へてみると、今度はどこに行かぬか、その人はもう政府も世話してくれない、里にも帰れない、一体その人はどこに行くか。どんなひどい目にあつても、泣く泣くそこにおるか、あるいは日雇ひ労働者になるか、それ以外にもう行き先がないのですよ。そんなつた場合には——だからそこを何と考へてもらわなければいかぬ。政府が四分の一を補助する、補助するけれども、一年後には補助額はもらわんでもあなたのとこで払つてくれといふことが確約されるか、あるいはそうでなかつた場合にはさらに延長して、そして二万円なら二万円になる間は政府がみる、あるいは二万五千円になる間政府がみるというやうな約束がなければ、私はほんとうの親切じゃないと思ふのです。それは十年も二十年もといふことはむづかしいです。そんなことはできない。できないけれども、現実問題として、一年後に二万円くれる——最低がですよ。私はそつまで経済が好調になつてゐると思ふないが、その点いかがですか。

○政府委員(三治重信君) もちろんわれわれの調査で、これは基本給と申しますが、オーバー・タイムをなくした基準賃金で、そういうふうには参つておりません。したがつて、われわれのほうとしても二万円の線は、大体オーバー・タイムが一割の範囲、したがつて、一万八千円とオーバー・タイムで二万円という線で、まだはつきりそのおつしやつたやうに、ものすごいオーバー・タイム、また、深夜作業とか早出とか、非常に一般でいう労働の時間の違つたときの勤務というやうないろいろの条件があるわけですが、そういうものがある程度規制して、そうして今現在われわれの考へておりますのは、特別のものでなく、大体普通のオーバー・タイムが一割以内、それくらいは基準でどうだろうかといふふうに考へております。したがつて、一年後の雇用につきましては、先生の言われる御心配は必ずしもないとは言えないわけですが、昨年来、いろいろ雇用奨励制度を考へる場合に、ただわれわれの一番心配したのは、それと同じ条件で一年は雇用奨励金をやるけれども、そのあと下がつたりトラブルが起きるのでは、かえつて一般的に言葉で申し上げれば、恩があだになる、争ひの場になるといふのでは、まずい。そこをスムーズに切りかえていく線といふものについていろいろと検討したわけでございますが、それが先ほど申し上げておきますやうに、大体一年後になれば、事業主のほうもその本人の、三十五才以上という男子の年齢、それから女子では一万四千円という金額からいけば、これは現在のいわ

ゆる年功序列型からいっても、経営者にとつても無理な賃金ではないという考え方です。したがって、これをやってみまして、さらにそういうふうな先生方の御心配が多数出てくるようになれば、あるいはやはり再検討しなければならぬかもしれません。しかし、これにもおっしゃる通りに、一年半がいいのか二年がいいのか、あるいは三年がいいのか、それは延ばせば延ばすほど多いにこしたことはないというところにもなりかねない。そこにいずれか線を引かなければならぬ。そういう意味において、これはわれわれのほうとして、やはりまず雇用の奨励、しかも、それが安定した職業という二つの目的からいって、とりあえずはこの線です。やってみる、これにつきましては、われわれのほうとしては、労使双方ともいろいろの条件を聞いて種々勘案したところで、大体それで特別な条件をつけなくてもいくんじやないか。

しかし、またこれを、おっしゃるとおり、雇用する前からあまり事業主にきびしい条件を、法的にこれもやっではないかぬ、あれもやっではないかぬといふふうにやるといふと、これはまたあとで何を政府からいわれるかわからぬから、そういうものにはさわるぬ神にたたりなしだから、労務者はほしいけれども、そういうあまりきつい条件をつけられてはというよりなことも考えないわけではないわけですが。したがって、そこでやはり労使双方の常識とここに一般的な責任、また、そういうことに乗ってくる人というのは、そう非常識な方は事業主はお世話しないといふふうには、安定所のほうとしても、そう無理やりに自分たちも、全然雇用主

として関係のない人に、ただ言われたからするといふような紹介といふものではないで、定期昇給だから、その点は従来の一般の求人求職でやっている以上に、慎重に安定所としては取り扱う次第になるわけですから、その点はまあわれわれのほうとしては心配ない。しかし、やってみなければわからぬわけですから、その点は少しこの制度を活用してみても、その間に妥協点を見出す、そして心配ごとをみんな条件づけますといふと、やはり雇うほうも今度はまたそれぞれに相当な心配がまとうわけですから、やはりその点は常識にたよってやったほうがスムーズにいくのじゃないかといふのが現在のわれわれの態度であります。

○阿貝根登君 局長の御心配も私はわかりません。しかし、現在言われておりますように、外部の問題を申し上げますと、まずいかもしれないが、たとえば五千円から五千円のベースアップを政府は考えている。ところが日経連は一銭もベースアップしないのだ、定時昇給だけだ、こういふふうになっているんですよ。そうすると、それをそのまま適用すると、雇われる人は給料をうんと上げてもらえないのだと思つても、雇う人は今度はベースアップをしないのだ、これは定時昇給だけだ、こう思っているわけですね。そうすると、その基準を二応考えてみると、国家公務員は一年間に定期昇給で幾ら上がるかといふことを考えると、これは九百円から八百円くらいでしょう。そうすると、二万円になるといふのが考えられぬふうになるわけですね。だから雇うほうの人が、いや、給料上げてあげますよといふ考え方がないわけですね。

雇うほうの側の日経連は、給料は上げませんよと言っている。給料は上げませんよ、定期昇給だけだといふことになる。定期昇給はどのものを持つてくるかといふと、一般常識からいえば、国家公務員の定期昇給あるいは地方公務員の定期昇給を見ても、上がったものでない。そうすると、二万円に一年後、これは補助金がなくなつても二万円になるといふのは甘いのじゃないかといふ心配が一つ。それから局長の言うように、いや、相手の人も十分見ているし、それだけ良心のある人だから二万円にはなりませんよ、特殊な例で二万円にねえ人があつかうしませんが、特殊な例といふのは必ずしもありません。わざうなはずであるならば、それくらいなら政府が見てやっというのじゃないかといふ反論が出てくるわけですね。局長、今のこどうですか。

○政府委員(三治重信君) 先生のお考へは、雇われるときに大体一万四、五千円なんです。それにプラス五千円がついていくから、したがって、一年後に二万円以上払うといふのはなかなか、しかもその経営者側のほうも、賃上げについては非常にきつい態度をとっているからといふお考えなんです。われわれのほうは、そういう特別な離職者であるために、事業主が三十五才、また三十五才以上の年齢者に対して、やはり最初はなかなか普通の三十五才、三十五才の人たちと同じように払わなくて、やはりある程度割り引いた賃金しか出さうとしない。しかしながら、基本的にはその方が普通の労働になれば、その職場になれば、大体現在の職種別、または年令階級別

に見ていって、三十五才ないし三十五才の年令の男子の方の二万円の賃金といふものは、そう不当に高いとは思われない。特別に考慮して払わなければならぬ金額ではないといふ基本的な考え方でありまして、したがって、大体においてわれわれお世話するところにおいても、また三十五才三十五才の平均賃金は、普通の人、特別な事情のある人は別として、普通の労働者であるならば、大体二万円は払われているのだ。したがって、初め雇うときの賃金について若干の不満がある。そういうところを経験がなくて、炭鉱労働者であるといふ、ほかの都会における工場労働者としても全然未経験だといふ、その未経験も、なかなかすぐなれるといふことでもない。したがって、このなるまでの間を政府が保障するならば、またそれでなれて一人前に働いてもらえらるならば、その土地においては大体において三十五才から三十五才の人は二万円以上の所得があるのだ。したがって、それをほかの人よりは割り引いて払うといふことは、まず一人前になればいい。その一人前になれるだけの期間といふものが一年だ、こういふ考え方があります。先生のほうのやつを推し進めていくと、三十五才ないし三十五才の人でも、やはり一万四、五千円だ、また一万七、八千円しか払つてもらえないのが現実だといふふうになりますといふと、やはりそういうところもあるかもしれないけれども、われわれの紹介する事業主にとつては、大体において三十五才ないし三十五才の男子については普通二万円以上払われているのだから、それに特別の差別がない限り、必ずそういうものが

相場のなから、決して無理な賃金ではない。したがって一年の間は、初めて雇われる方についてやはりそこに心配がある。また雇われる人も未経験のために生産が上らず、職場になれないために、やはりそれだけの賃金がもらえないといふことで、なれさえすれば普通の賃金だから、無理な賃金ではないのだといふのがわれわれの基本的な考え方なんです。現在三十四、三十五、三十六年で事実雇用奨励制度がないときに、現在われわれの広域紹介によつていかれた方も、具体的に工場、事業場を調査してみても、現在において手取り二万円程度は一年後にはもらえるといふことが、大体これをやる準備調査としてずっと所々調査したところ、その調査結果からも自然に出てくるといふこととございますから、まずまずそういうことについて御心配は要らないといふふうには考えております。

○阿貝根登君 非常に自信のある局長の御意見を聞きましたが、それではその事業主はどういう基準で選ばれておられますか。おっしゃる通りに、二万円以下で雇うようなことは一年後にはないのだ、だから安心してくれといふお話だったのですが、しかし、それならそれだけ、それだけつばなところに世話していただければ、はみ出した人はあつたかものだから、救う道を考へて下さいといふことを第一点で申し上げておいたのですが、それではどういふ基準で事業主を選んでおられるか。その基準をお示し願ひたい。○政府委員(三治重信君) その基準とつて別に規模の何人以上の事業主だとか、またはその当該事業主の給与

が、そういうところの女の方をおいそれと雇ってくれるところがない。そうするならば、そういう女の方に適しているような仕事を同じ訓練所でもなぞ訓練することができないのか。訓練手当をなせ女の人に上げることができないのか。訓練手当が三百円で据え置きになったというなが一つ、これはもう理屈言わぬでもおわかりでしょう。生活保護から何からみな上がつているのだから、それはおわかりになっているのだから御返事いただきたいのです。私がここで主張するのは、どうして炭鉱に勤めている女の人を、男子と同じように訓練所の仕事にひとつ考えてくれないのか、女子に対する仕事を修得させていただけなのかという問題なんです。

○国務大臣(福永健司君) 訓練手当の点は、確かに今度の措置ないしは新年度の予算においてこれを引き上げるといふことがなされておりません。御承知のように、今年度の予算の際にこれは相当上げたわけでありまして、決して十分とは申せませんけれども。いろいろ私どもとしまして、この点についても財政当局に対して折衝等もいたしたのでありますが、全体の予算を仕上げるときに、この分についてはほかの部分に比しまして、その前の引き上げのときに、まあ見方によつては相当額の措置がとられたということよりいたしまして、ついに今度の場合引き上げができませんでしたが、しかし、お説を待つまでもなく、これについては将来またさらに考えなければならぬことは当然でございます。この次にはぜひこれについての措置をいたしたい、こう

いうように考えておる次第でございます。

第二段の婦人に適した訓練の措置というところであります。御指摘のような事情で、非常にお気の毒な方々について特にこうした配慮が行なわれなければならぬということは私も全然同感でございますが、率直に申しまして、比較的数も少ないというので、特にそういう方々を対象としての措置が強調されてはおりませんけれども、お話の趣旨を体してこれは私は当然考慮すべきものと思ひます。事務的にもさらに検討したいと思ひます。

○阿具根登君 今の問題、私が唐突に質問しましたから、大臣おわかりにくかったと思うんですけれども、たとえば洋裁とか、あるいは毛糸とか、そういう訓練をすれば、注文するところは県等が世話をするというところまで福岡なんかは言っているんです。ところが、ばらばらだからそういう仕事は持っておられない。これは、そう、おっしゃったように、数も多いんではないし、半年訓練していただくならば相当な技術者にもなるし、県からそういう厚生関係の人の委託も相当ある。そういうものが無いのでどうにもできない。また、女のことですから、訓練手当三百円といつても、これは大金なんです。それで、女だから家を離れて、どこかへ置いていくというところは不可能なんです。だから、数は少ないけれども、これは犠牲者ですから、やはり町と同じような訓練機関を設けて訓練していただき、訓練手当も上げていただきたいと思ひます。数も少ないし、そうすれば仕事は非常に多い。これは、男のように、広域職業紹介でよ

す。

そへ連れていくようなこともあまりないと思ひます。だから、そういう点は特に御留意を願つておきたいと思ひます。

それから、これを言つて長くなりまして、要点だけ申し上げますが、炭鉱の買い上げが、通産省のもので見てみますと、事業団で六十七万四千トン、保安整備で大体四十五万トン、それから自然閉山が大体六十四万九千トンぐらい、それからいよいよ今度の合理化で二百二十万トン。二百九十七万三千トンと大体こしつぷしたい、こういう考えなんです。局長それでしよ。そうしますと、これは労働省答弁であつたか、通産省の答弁であつたかわからぬけれども、大体一千トン当たり七名ぐらいの首切りが出るわけですね。これは労働省所管とちよつとはずれるかも知れぬけれども、一体これはどこの山を対象にされているのか、ただ数字だけで労働省はその失業対策を考へられるのか、あるいはこれだけの数字が出てくるということは、どこかの対象の山をちゃんと考へておられるわけなんです。どっかの対象の山を、どかがどうなるんだということを考へておられるわけなんです。一体どこをやめさせようと思つておられるのか。

それからもう一つは、個人能率が上がらない山は、これは整理の対象になる、こういうふうになると思ひます。そうすると、上は五千五百万トンに押さへておる。個人能率は二十六・二だということになれば、みんなが二十

六・二トンどこでも平均に出して、五千五百万トンであればわかるわけですが、数字は、ところが、今から先は、

合理化々々で、三十トン、四十トン出す所が出てくるわけだ。そうすると、頭は、五千五百万トン、六千万トンにはならぬ。そうすると、二十六・二トン出さぬ山はぶつつぶさなければならぬわけになる。五千五百万トンしか使わないのですから。そうすると、二十六・二トンで大体計算して……、ところが二十六・二トンではもう生産ベースに合わないということを言つておるわけなんです。そうすると、三十トン、四十トンを出すような山になつてくる。そうすると、二十六・二トンの山をつぶさなければならなくなつてくる。それは、労働省としては通産省とどこまで話をされているのか。ただ通産省の言つたとおり計算ではじき出して、そうして二万七千名ですか、二万八千名か、今度は失業者が出てきます。こういうふうな考え方なのか、どうなのか、この点を承つておきます。

○政府委員(三治重信君) 三十七年度の買収する山、また保安の買い上げの山というものの買い上げのトン数につきましては、今おっしゃつたような数字あたりも通産省の上でしているわけなんです。大体そういう計画でございますが、これが具体的にどの山かというところは、やはり通産省も、事業団の運営上やはり事業団が自主的にやるので、具体的には指示もしないし、そういうことでしておる。しかし、その事業団のほうに事情を聞いてみますと、これを初めから、年度始まる前からいうと、そういうための計画というものが事前にわかるというところは、労働者自身も非常に不安を持つし、それから一番問題は、金融上の問題のよう

で

す。金融上、銀行なり債権者なり、または今まで売掛金を持つてゐる者、商売人と申しますか、会社、そういう人たちが、すぐそれをはしがつて、それによつて非常な混乱を来す。したがつて、ある程度支払能力と申しますか、まず買い上げたあとで、労働者に對する退職金をやる、それからその山をどういふふうに分けて、また全体の債権なり銀行の債権とか、売掛金とか、そういうものを総合的に全部つかまえて、それをどういふふうに買い上げの費用で分配するか、そういう債権債務の問題で、非常にそれが事前にわかるというところは、これはみんな知りたがつてゐるけれども、それをやるといふと、合理化事業団のほうでは取捨つかないことになる。それは、いかなる場合でも、事実上のこういう計画を進めていく場合において、それは外へは発表できない。労働省においては、そういうふうな、どこでいつごろどれ

くらいの解雇がある、買い上げによつて失業者が出る、というふうな問題については、その大体の情報は出しまし、し、しかし外へ出してもらつては困る、われわれのほうもそういうことによつてやはり金銭上の問題が非常に深刻な問題になる、結局相当そういう意味で債権債務が打ち切られる、それで結局銀行、商社、個人というものの奪い合いになる、そこに混乱を来すという問題で、われわれのほうとして、そこまでは今のところ追及できない、事実上事業団のほうもそういうふうないろいろな計画していても、その間に時期的に前後になつて、こちらのほうを先に買いたいと思つても、早く話がついたほうを先に買つてというふうな

ことにもなるし、それから今までの経験で申し上げますというところ、その資金計画、事業団のほうにもやはりそれぞ

れ四半期別の資金計画があるわけなんです。それを年度全体、こしじゆりの計画というふうなものが、その四半期別に非常にアンバランスに希望が出てくると、その処理にも困るといふことで、この具体的な山の買い上げのことは、これはとても実際上の問題として外へは出せないということでございます。できるだけわれわれのほうとしては、その事前に具体的な場所を予定でございます。それから今のところは、大体九州のほうで、今までの常識からいけば七割五分くらいになるのじゃないか、北九州のほうで、大体全体の七割前後になるのじゃないか、あるいは七割五分くらいになるのじゃないかというふうな見通しでございます。

○委員長(高野一夫君) まだ続けますか。

○阿具根登君 そうすると、もうすでに買い上げる山はきまつておるのだな。きまつていなかつたらどういふものは出ないはずだ。おっしゃるようにはこれは一部の人はちゃんと知つておる。知つておるけれども、そういう周囲の情勢、四圍の情勢で、これを発表すれば大へなことになるから発表しないのだ。その理由もわかるけれども、そういうことを知らない労働者はまことにかわいそうだ。自分の山は買い上げ対象にもなつておる、自分の山はつぶれるというのをね。お前の山はつぶれるというのを知つておるけれども言わない、そうすると、労働

者は自分の山がつぶれないようにあく
せく働いておる、何ぼ働いてもこの山
はつぶれる山だ、そして今度は次々に
これがつぶれた、あれがつぶれたとだ
んだんにつぶれていくわけだ。おそか
れ早かれこれはつぶれる山なんだ、何
ぼやっても、そうするならば、それは
親切なように親切じゃない。思い切っ
てこれこれだけの山はつぶれるとい
うことを言つてやうたほうがいいと思
うのです、私は。そうしないから、今
度はもう山に働いている人は、やはり
自分が山で働けば山がかわいしい、山
で一生過ごしたいと思ふものだから、
どんなにやってもこの二年の間に
には、三十八年度で大体終わるのだけ
れども、三十八年度までは自分の山
はつぶれるのだということを知らずに
一生懸命やつておるわけだ。それでは
あまり労働者が私はいそいそだと思
うのです、それでは。だから、やはり
そういう基準をきめて、そうして一応
の計画を立てたならば、これこれに当
てはまる山はどれだ、残る山はど
れだ、そしてその山にこれは
もつと維持費をかけなければいかぬと
か、あるいはもつと機械化しないとい
か、あるいはもつと合理化しないとい
か、そのための金が二十八億から出
ておると思うのです、二十八億から。
そうすると、二十八億の金は出されて
おるけれども、みんなの考え方が、
その金が自分のほうにきて、自分のと
ころがまた生き延びるのだというよう
な考えを持つておるけれども、実際の
ところはお前の山はだめだと診断をさ
れているわけなんです。そうするな
ら、それを私は知らせてやうたほうが
いいのじゃないか、私は論争した場合

はこういふことも論争しました。ガン
の患者に対しては医者さんはい——こ
にお医者さんがおられるかもしらぬけ
れども、あなたはガンだとなかなか言
わない。胃かいようだと何かとかい
ふことで、その患者は死んでしまつて
ないのかという論争をやつたことが
あるわけですよ。私は、その場合、何
ぼ隠しておつても、あと三カ月なり、二カ
月で死ぬというなら、やはりこの山は
伸びませんというよりなことをはつき
り言つてやうたほうがかえつて親切
じゃないか、こう思ふんですがね。
○委員長(高野一夫君) ちよつと速記
をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(高野一夫君) 速記をつけ
て。
○政府委員(三治重信君) そういふ御
趣旨もわからぬわけではないんですけ
れども、実際の事業団の運営上非常に
困るということで、現在そうなつてい
るわけでございます。
○委員長(高野一夫君) ほかに御質疑
はございせんか。——別に御発言も
なければ、本案に対する質疑は、これ
にて尽きたものと認めて御異議ござい
せんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(高野一夫君) 御異議ないと
認めます。よつて質疑は終了いたしま
した。
これより討論に入ります。御意見の
ある方は、賛否を明らかにして順次御
発言をお願いします。なお、修正意見等のお
ありの方は討論中に述べを願いま
す。
○阿具根登君 それじゃ、私まだ質問

が残っておりますが、あと予算委員会
でやらしていただきますが、社会党を
代表いたしまして討論をしたいと思
います。
結論から申し上げますと、賛成はい
たしますが、大臣も西ドイツに行かれ
て、よく御承知でございますが、西ド
イツでは、たしか十一万名の人がやめ
ていったと思ひます。そして、その十
一万名の人は九五%は、それから職を見
つけて、いわゆるりっぱな職業がある
わけなんです。だから会社から首を切
られたのでなくて、次のいい就職が
あつて出て行つたと、こういうふう
に聞いております。なお、また、英国に
おきましても、同じような問題が起
こつて、六万かそれ以上の人がやめて
いったが、しかし、いすれを見ても
しても、完全雇用が実施されているわ
けなんです。完全雇用が実施されてい
るからこういう経済の変動の場合に、
変革の場合に失業者を出す、こういう
ことはないわけなんです。だから、今
申し上げた数字は、これは一昨年の数
字です。外国では日本以上の合理化が
進められていくけれども、トラブルも
何も起こらなくて、生活の保障、就職
の保障が認められてやつていくわけな
んです。日本はちやうどそのときに、
現在も非常に御心配をいただいており
ますが、三池の闘争になつたわけであ
る。なぜ日本は千二百名の首切りにあ
れただけ血を流すような闘争をやら
なければならぬか。欧州はなぜ十一
万名あるいは六万名の職場転換があつ
ても、何の紛争もなく、これが解決す
るかという問題は、先ほど申し上げま
したように、完全雇用の問題、それに
対する政府の考え方が日本とは全く違

うわけですよ。日本は口では非常にいい
ことを言われるけれども、一般国民に
向かつて、時の責任者の総理大臣、ある
いは労働大臣が西ドイツで言われたよ
うなことを言つておられるかどうか。
エアハルト経済相は、御承知と思ひま
すが、ドイツの今日の繁栄をもちたし
たのは、労働者諸君が勤勉に働いてく
れたたまものである。そうするならば、
われわれは労働者諸君にたえなけれ
ばならない。労働者諸君が職を失つて
生活が破綻するようないことがあつては
いけないといふことを国民に訴えてお
るわけですよ。だから、全国民がこの経
済相の言つた言葉を信じ、それが正し
いといふことで、手を広げて賛成して
おるわけですよ。日本の責任者がそう
いふことを言われたことがあるか。私
どもが質問すれば、それに似たようなこ
とを言われるけれども、やられること
は、先ほど申し上げましたように、一
方では町ぐるみ破産の宣告をしてお
る。今まで働いておつた奥さんが、法
の目をくぐつてやみの女になつてお
る。学校に行かぬ子供がたぐさはだ
して遊んでおる。そして一方では、
一晩五万も六万もかけて泊まるよう
な、どえらい建築物が建つておる。こ
ういふ状態であつては、私はかかる法
案を何ぼ作られても、これで救済がで
きるとは思ひません。現在の場合には、
やむを得ず私はこの法案に賛成をいたし
ますが、ただいま質問を通じて申し上げ
ましたように、まだまだ不備な点があ
る。たくさんございす。これを作る前
に、まずそういう職を追われて、そう
して子供をかかえて行くところもない
といふことのないのをまず考えるべき
であつて、今の場合は、職を失われた

方の事後処理が今日真剣に考えられて
おる。日本は工業においては世界の十
指の中に入る伸張を示しておるけれど
も、事、労働問題については後進国並
みだと私は思ふのです。そういう点に
ついて、十分なひとつ関心と今後の御
指導、あるいは対策を立てていかれる
ように、特に政府に要望いたしまし
て、賛成いたします。
○村屋重雄君 私は民社党を代表いた
しまして、本案に、すなわち炭鉱離職
者臨時措置法等の一部を改正する法律
案に対しまして、ごく簡単な要望をつ
けて賛成するものであります。労働者
並びに関係者もこの程度の改正では物
足りなさを感じておられることと思
われますように、われわれはまだ不
満足な点が多いのであります。御承知
のように、山の合理化とともに山の失
業者はまだまだ増加することを考えな
ければなりません。その山の離職者の
再就職のために、いろいろと国会でも
議論され、その要点が出ておるのだ
りますが、このたびの改正ではまだま
だ不満足であります。たとえば勤勉手
当の引き上げの問題にしても、あるい
は住移手当の問題にしても、まだまだ
引き上げをしなければならぬ点があ
る。引上げの点ではあります、問題はそ
の手段の内容であります。そういう点
について、まだまだわれわれとしては
不満足を感じるのであります。な
お関係者において、こうした山の離職
者が再就職するまで、もつと考慮を払
われるよう、今後の改正についての努
力を要望してやまないものであります。
また、特に関係者の運営について、

今後のこの運営について、特に熱意を持った態度をもってこれに当たられたいと希望いたします。本案に賛成いたします。

○鹿島俊雄君 私は、自由民主党を代表いたします。本案に賛成をいたします。

○委員長(高野一夫君) ほかに御意見もなければ、これをもって討論は終了したものと認めたいと思います。御異議ありませんか。

○委員(高野一夫君) 御異議ないと認めます。よって、討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高野一夫君) 全会一致でございます。よって、本案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

以上をもって、本日の審議は終了いたしました。次回は、明後日十五日午後十時より開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後一時六分散会

二月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十二日)

二月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(第九二五号)

一、医業類似行為の制度化に関する請願(第九四七号)(第九九四号)(第一〇七三三号)

一、民間社会福祉施設従事者の処遇改善に関する請願(第九六〇号)(第一一〇八号)

一、低所得階層対策充実等に関する請願(第九六一号)(第一一〇九号)

一、人命尊重に関する請願(第九六九号)(第一〇二二二号)

一、福岡県粕屋郡内生活保護基準地域の二級地変更に関する請願(第一〇〇六号)

一、昭和三十六年度炭鉱離職者緊急就労対策事業吸収わく追加に関する請願(第一〇〇七号)

一、国民健康保険の国庫負担率引上げに関する請願(第一一〇七号)

一、未帰還問題完全解決に関する請願(第一一一〇号)

第九二五号 昭和三十三年一月二十七日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願
請願者 島根県八束郡美保町 福浦在外財産確定期成 同盟内 狩野正義
紹介議員 佐野 廣君

最近、旧軍人軍属の恩給ならびに戦傷病者戦没者遺族等に対する支給額が相ついで増額され、あるいは政府与党によつて増額が推進されつつある際、同型の戦争犠牲者である引揚者に対しては著しく冷淡であることは、まことに遺憾であるから、引揚者給付金等支給法について、(一)第二条一項中「六箇月以上の字句及び同項(昭和十四年十月二十二日閣議決定満州国開拓民に關する件)に基づく開拓民については、昭和二十一年八月十五日まで引続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。」までの字句、及び同条二項「六箇月以上の字句、同条第三項「六箇月以上の」の各字句を削除すること、

(二)第五条一項及び第十一條一、二項中の引揚者(遺族)給付金額の二万八千円を十五万六千八百円に、二万円を十一万二千円に、一万五千元を八万四千円に、七千円を三万九千二百円に改めること、(三)第八条三項中「で、死亡の当時二十五才以上であつたもの」の字句を削除すること、(四)第六条全文削除すること、(五)第九条一項中の「昭和二十年八月十五日(前条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡当時)においてその者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていた」までの字句を削除すること、(六)第十八条中の「五年間行なわれないときは」の字句の五年を七年に改めること等の措置を講じ、四百萬引揚者の不満をすみやかに解消せられた」との請願。

第九四七号 昭和三十三年一月二十九日受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 鹿児島市山之口町六六 竹下清

紹介議員 西郷吉之助君
療術(医業類似行為)は、古くから伝わる民間療法が西洋医学の影響を受けて、次第に発達した無害有効な療法であつて、三十年來国民の健康増進に寄与し、公共の福祉に貢献しており、その存在の必要性については識者も認めているところであるが、悪徳業者の発生を防止し、業者の資質の向上を図つて、健全な医療行政確立に資するためには、療術の制度化が絶対必要であると考え、第三十九回国会衆議院社会労働委員会、療術の三年延期が審議された際に行なわれた附帯決議の趣旨を尊重する見地からも、すみやかに本業を制度化してその要望にこたへるべきであるから、業者が長年希望しているところの、療術(手技・電気・光線・温熱・刺激)の新規開業、学校教育と試験免許、既存業者の既得権の尊重、事由ある失格者の救済の四原則を骨子として、これが制度化を実現せられた」との請願。

医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 鹿児島市上荒田町五九 一 鹿児島県療術師会内 竹下喜久直

紹介議員 谷口 慶吉君
この請願の趣旨は、第九四七号と同じである。

第九六〇号 昭和三十三年一月二十九日受理
民間社会福祉施設従事者の処遇改善に関する請願
請願者 東京都足立区新田二ノ 外八名

紹介議員 安井 謙君
民間社会福祉施設従事者の給与は、一般産業従事者の給与に比して著しく低額であり、同種の事業に働く公務員と比較しても相当の開きがあり、加えてその勤務形態が長時間の拘束を余儀なくされる等の悪条件のため、職員に欠員を補充するのにも困難をきわめている実情である。民間社会福祉施設は、国の委託をうけて、法令に基づく運営をしているものであつて、対象者の処遇については、公の施設となら変わらぬ公的責任を持つてゐるが、従事者の処遇が現状のままでは、従事者の質的後退をきたすことは必然であり、また、労働基準法に準拠した勤務体制をとることも不可能であつて、対象者の処遇についても人手不足によるサービスの低下を招来することになる。本施設の財源は、その大部分を国の措置費に依存しており、措置費予算の中に含まれる人件費は、公務員のベース・アップに伴つて、これに準じた引上げが行なわれているが、給与の算定基準

が低い、公私施設の給与格差は開く一方である。この際、民間施設従事者の給与の底上げを実施し、公私の社会福祉施設が相対的に国民のための社会福祉活動を続けることができるよう、国家予算（保護施設事務員・児童保護措置費補助金）を大幅に増額せられたとの請願。

第一一〇八号 昭和三十七年二月一日受理

民間社会福祉施設従事者の処遇改善に関する請願

請願者 高知市相生町七八 門田祐矩外一名

紹介議員 鳥島徳次郎君

この請願の趣旨は、第九六〇号と同じである。

第九六一号 昭和三十七年一月二十九日受理

低所得階層対策充実等に関する請願

請願者 和歌山県有田市箕島八八七 岡崎蜜三良外五名

紹介議員 安井 謙君

低所得階層対策の充実を図るため、(一)生活保護基準の二二パーセント以上の引上げ、(二)民生委員、児童委員の活動については、(イ)世帯更生貸付資金の大幅な増額、(ロ)世帯更生運動推進指導のための経費（指導費、事務費、指導員費等）の増額、(ハ)心配ごと相談所の設置普及、(ニ)民生委員活動費の増額（互助共助事業への補助）、(ホ)授産施設の拡充、(ヘ)職業補導訓練の強化、(三)民間社会福祉施設の整備、(四)地域社会における社会福祉の向上に関する対策強化について、(イ)保健福祉地区組織の育成強化

費の増額、(ロ)低水準地域の保健福祉施設の整備、(ハ)同和地区対策費の増額、(ニ)不良環境地区改善費の増額、(ホ)婦人保護更生対策費の増額、(ヘ)母子健康センターの設置、(ト)へき地保育所の設置補助、(チ)季節保育所に対する補助、等を早急に実現せられたとの請願。

第一一〇九号 昭和三十七年二月一日受理

低所得階層対策充実等に関する請願

請願者 東京都練馬区北田中 一、二四一 杉本絵三子外六名

紹介議員 鳥島徳次郎君

この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

第九六九号 昭和三十七年一月三十日受理

人命尊重に関する請願(十二通)

請願者 千葉県木更津市中島 二、一七四 武内よね外一万二千四百四十三名

紹介議員 小沢久太郎君

今日、わすかの理由による殺人及び性道徳の乱れ等、社会悪の根元とみられるものは、いろいろあるが、そのうち最も大きなものは、優生保護法第十四条第一項四号の条文「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」のうち「又は経済的」という言葉が、むやみに拡大解釈されていること、同じく五号の「暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの」という規定が、私通乱婚者

の中絶に悪用されていることによつて、この四号及び五号に關して、考慮せられたとの請願。

第一一〇二号 昭和三十七年一月三十一日受理

人命尊重に関する請願(五通)

請願者 千葉県君津郡富津町富津 一、五三三 加藤真津二外四千九百九十九名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第一一〇六号 昭和三十七年一月三十日受理

福岡県粕屋郡内生活保護基準地域之二級地變更に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡志免町長 小串清外十七名

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県粕屋郡の生活保護基準地域は、志免、宇美、須恵、篠栗、志賀の三級地と粕屋、久山、古賀、新宮の四級地の二段階になつてゐるが、同郡は、福岡市の東部に隣接し、北部地区は工業地帯、南部地区は産炭地域として発展し、また、交通関係も福岡市を拠点に郡内九箇町へ扇状に道路が展開して、市内線と同様の回数でバスが往復しているのは、国鉄勝田線、香椎線、篠栗線の各線がそれぞれ市内と直結しているため、通勤、通学はもと論住民の生活水準は福岡市と全く同条件にあり、郡内生活保護基準地域級の格差はもとより、福岡市との格差があることは、今後の福祉行政に与える影響が考慮されるから、本郡内の生

活保護基準地域級を一律二級地に変更せられたとの請願。

第一一〇七号 昭和三十七年一月三十日受理

昭和三十六年度炭鉱職者緊急就労対策事業吸収わく追加に関する請願

請願者 福岡市天神町一 鶴崎 多一

紹介議員 吉田 法晴君

炭鉱職者対策については、昭和三十四年十二月「炭鉱職者臨時措置法」が制定され、炭鉱職者緊急就労対策事業が実施されたが、石炭産業の合理化の推進に伴い、炭鉱職者の発生は従前にもまして、急激に増加し、他に就職できないまま滞留している職者と合わせると非常に数に達し、すでに地方公共団体の段階では、いかんともしたい状況にあるから、炭鉱職者緊急就労対策事業の吸収わくを昭和三十六年十二月以降千人(年間計算)追加せられたとの請願。

第一一〇七号 昭和三十七年二月一日受理

国民健康保険の国庫負担率引上げに関する請願

請願者 熊本県玉名郡三加和村 長 池上春雄

紹介議員 森中 守義君

皆保険体制がようやく達成されつつあるとき、その中核であるべき国民健康保険は、基礎的諸条件の整備がなはだしく遅れているため、保険者は、毎年増高する医療費の重圧にたえかね、その事業運営に苦しみ、満足に事業を遂行する自信を失ひ、あるいは事業主体たることの責任をやむなく放てきし

なくてはならない重大危機にいたつてゐるから、(一)医療費引上げに伴う増額分は全額国庫負担とすること、(二)療養給付費に対する国庫負担金は、すみやかに現行の二割を三割に引き上げること、(三)事務費に対する国庫負担金は、法定どおり実質十割とすること、また、診療報酬審査支払事務費に対しても国庫負担金を十割とすること、(四)療養給付費の割合は、年次計画をもつて現行の五割を七割に引き上げ、これに対する国庫負担は四割五分以上とすること等の実現を図られたいとの請願。

第一一一〇号 昭和三十七年二月一日受理

未帰還問題完全解決に関する請願

請願者 熊本市行幸町一九 熊本県内海外抑留同胞熊本県留守家族協議会内 藤岡未彦

紹介議員 森中 守義君

未帰還者留守家族等援護法は、昭和三十七年七月末日をもつて期限満了をむかへようとしてゐるが、未帰還者はいまだ全国で二万余に及ぶ実情であるから、これら未帰還者の問題を完全に解決するため、(一)国は未帰還者の調査究明を積極的に推進し、その一環として留守家族を含む現地調査団の派遣を考慮すること、(二)未帰還者留守家族等援護法はその立法の趣旨にかんがみ法律の期限を撤廃し留守家族手当の支給を延長すること、(三)帰国者の旅費は現地から留守宅までの一切を国で負担すること、(四)南方地域や昭和二十年八月九日の所在の判らない未帰還者も戦時死亡宣告を受けられるよう未帰

選者に関する特別措置法の適用範囲を
 拡大すること、(五)終戦後現地召集解
 除された者が死亡処理された場合は身
 分を復元し、遺族の処遇を図ること、
 (六)葬祭料は現行三千円を一万円に増
 額すること、(七)留守家族援護法との
 関連において遺族給与金の増額をはか
 るとともに、支給の期限を撤廃し無期
 支給とすること、(八)留守家族団体に
 対し財政的援助をせられたいこと等に
 ついて善処せられたいとの請願。

昭和三十七年二月十六日印刷

昭和三十七年二月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局